

枚方市役所分館・第2分館飲料水等自動販売機設置事業者募集要項

令和7年(2025年)12月
枚 方 市

1. 募集目的

枚方市役所分館、第2分館に来庁される市民の方々等に飲料水等の提供のサービスを図るため、これらの施設において飲料水等の自動販売機(以下、「自販機」という。)を設置する事業者(以下、「設置事業者」という。)を募集する。

※なお、これらの施設に設置する自販機での飲料水等の購入を通じて、市民の方々等に、学校園等の公共施設の保全及び整備のための本市の事業費に充てるために設けられている「枚方市施設保全整備基金」への寄附を募っていく取り組みを行いますので、応募する設置事業者には、この取り組みに協力していただく必要があります。

2. 設置施設の概要等

(1) 名称

- ①枚方市役所 分館
- ②枚方市役所 第2分館

(2) 住所

- ①枚方市大垣内町2丁目9番15号
- ②枚方市大垣内町2丁目9番21号

(3) 開庁時間

月曜日～金曜日 午前9時00分～午後5時30分
土・日・祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)は閉庁

(4) 来庁者数及び市職員数

枚方市役所 分館	来庁者数	未計測
	市職員数	130人
枚方市役所 第2分館	来庁者数	未計測
	市職員数	67人

※上記職員数は令和7年11月1日現在のもの。

※上記データはあくまでも参考として提示しているものであり、市職員数を保証するものではない。

(5) 使用料実績及び設置事業者(令和7年度実績)

使用料 : 282,000円 ※枚方市役所分館、第2分館の計2台分
設置事業者: 株式会社 山久

3. 自販機設置場所及び台数等

(1) 設置場所 枚方市役所 分館

枚方市役所 第2分館

(2) 設置台数 2台(分館1台、第2分館1台)

(3) 設置位置 別紙③、④のとおり

(4) 最大設置サイズ 分 館 W1,500mm 以内×H2,000mm 以内×D800mm 以内

第 2 分 館 W1,200mm 以内×H2,000mm 以内×D800mm 以内

※上記の最大設置サイズは自販機本体のサイズであり、電気メーター及び脚部は含まないものとする。

(5) 使用電圧等 使用電圧 単相 100V

使用電流 各 10A まで

4. 設置期間

令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から令和 11 年（2029 年）3 月 31 日まで

※設置工事については、上記期間内で業務時間外（平日 午後 6 時 30 分以降、若しくは、土・日・祝日）を基本として実施すること。詳細な工事日程は協議のうえ決定する。

※建物の除却により期間が変更となる場合あり。

5. 自販機の設置条件等

(1) 設置条件

① 設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、自販機設置場所として使用する部分について、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用すること。

② 使用許可の期間

使用許可の期間は令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から令和 11 年（2029 年）3 月 31 日までとする。また、設置及び撤去工事期間についても使用許可の期間に含むものとする。

③ 行政財産使用料

設置事業者が応募申込書（様式 1）に記載した合計金額とする。

ただし、本市が設定する**最低使用料 年額 27,145 円以上**の合計金額であること。

納付については、年額（1 年間の使用料）を本市が指定する期日までに納付しなければならない。なお、一度納付された使用料は還付しない。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を還付することができるものとする。

④ 光熱費

設置事業者は、自販機設置期間中に発生する光熱費を自らが設置した子メーター（積算電力）の積算により、本市の指示に基づいて負担するものとする。

⑤ 販売価格

商品の販売価格は設置事業者で決定するものとする。

⑥ 転倒防止

自販機は、庁舎施設に負担の少ない方法で固定し、地震等でも容易に転倒しないように設置すること。

⑦ その他必要工事等

設置事業者は、自らの負担で次の設置工事を実施し、また、設置工事時に発生する光熱費を負担するものとする。

(必要工事等)

○自販機設置にかかる電源工事、子メーター（積算電力）設置工事

※自販機の設置にかかる光熱費は子メーターの積算に基づく電気使用料を設置事業者が負担するものとする。

○転倒防止工事等その他設置に必要な工事

(2) 遵守すべき事項

- ① 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料等を確実に納付すること。
- ② 自販機を設置する権利又は自販機を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- ③ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、本市と協議すること。
- ④ 販売品目は飲料水等とすること。
- ⑤ 販売品は缶製品、ペットボトル製品、紙パック製品のいずれかの製品とする。(ビン製品、紙コップ製品は不可とする。)
- ⑥ 酒類の販売は行わないこと。
- ⑦ 枚方市からの指示により販売品の一部入替えに対応すること。
- ⑧ 設置する自販機は高齢者や障害者の利用にも配慮したユニバーサルデザイン仕様のものを設置すること。
- ⑨ 災害時に自販機内の販売品を無償提供できる機能を備えたものであること。停電時にも対応できること。また、枚方市内に震度5弱の地震または枚方市災害対策本部の設置が必要となった災害において、その災害対策本部から飲料の提供について要請があった場合に、販売品を無償提供することとし、自販機設置時に事業者と本市の間にて協定書を取り交わすものとする。なお、自販機内の販売品を無償提供するための設定は、本市側で行えるようにすること。
- ⑩ 年間数回の計画停電(停電時間6時間以上)を予定しているため、商品の品質を保つことができるよう対応すること。※復旧電源装置による自販機への通電は行わない。なお、復旧後、傷みやすい商品の入替えなどの対応でも可とする。
- ⑪ 許可期間内において、設置事業者の事情で自販機を撤去する場合は、特段の事由がある場合を除き、毎年3月31日付けで行うものとする。
- ⑫ その他、事情により設置事業者の名称や所在地等に変更が生じた場合は、速やかに本市に報告すること。

(3) 維持管理責任

- ① 維持管理(転倒防止、機器の点検・保守、商品及びつり銭の補充、故障・盗難時の対応、苦情対応、消耗品の補充、清掃等)は、設置事業者の責任により行うこと。
また、常に販売品の賞味期限に注意するとともに、売り切れがないようにすること。
- ② 商品の種類(缶、ペットボトル、紙パック等)ごとに回収ボックスを自販機周辺に設置するとともに、設置事業者の責任で回収ボックスからごみがあふれることのないように、1週間に1回以上、回収ボックスのごみを回収すること。また、機械の保守及び整備、つり銭や消耗品等の補充及び代金の回収を実施すること。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守し徹底を図ること。
- ④ 自販機を設置するにあたっては、据付面、電源等を確認したうえで安全に設置すること。
万が一、不備があった場合は、設置事業者の責任により対応すること。
- ⑤ 故障・苦情等が発生した場合の緊急連絡先を自販機に大きく明示するとともに、緊急時には親切かつ敏速に対応すること。
- ⑥ 本市では「地域から地球へ、みんなでつなぐ豊かな環境～住み続けたいまち 枚方～」の実現を目指しており、本市環境方針を踏まえ、本業務の実施に際し、環境保全に配慮すること。
- ⑦ その他、必要に応じて市、施設の管理者と協議を行うこととする。

(4) 実績報告の提出

年度毎に販売数量（本数）及び売上金額（販売単価×売上本数）を報告することとする。

（５）使用許可の取消し又は変更等

次に該当するときは、使用許可を取消し、又は変更することがある。

- ① 本市が使用許可した財産を公用又は公共用に供するために必要とするとき。
- ② 設置事業者が使用許可条件に違反したとき。
- ③ 設置事業者が応募者の資格を失ったとき。

（６）許可終了時の条件等

設置事業者は、使用許可期間が満了したとき、５．（２）⑪により撤去するとき、又は前号の規定により使用許可を取り消された場合には、直ちに設置事業者の負担で使用許可を受けた財産を原状に回復し、返還しなければならない。

（７）損害賠償責任

設置事業者は自販機の設置等にあたり、本市又は第三者に損害を与えたときは、すべて設置事業者の責任において、その損害を賠償しなければならないものとする。

６．枚方市施設保全整備基金への積立てに対する協力

（１）自販機を通じた同基金への寄附の取扱い

市民等は、市役所分館等に設置する自販機で飲料水等を購入することを通じて、「枚方市施設保全整備基金」の目的に賛同し、商品代金（消費税及び地方消費税を除く。）中の３％分を同基金に寄附する意思を示したものとし、同基金の寄附の手続を設置事業者に委ねるものとする。

（２）自販機への表示等

設置事業者は、（１）の趣旨を周知するため、本要項８頁に図示する表示板を設置日までに自己の負担にて作製し、自販機の正面上部に掲示するものとする。

（３）市民等からの寄附相当額の納付

設置事業者は、（１）に記載する市民等の寄附に相当する金額をとりまとめて、別途、本市から指定する期日までに納付するものとする。

７．応募資格要件

次の要件をすべて満たす者に限る。

- （１）過去 15 年以内に飲料水の自販機設置実績を有すること。
- （２）法令等の規定により販売について許認可等を必要とする場合は、それらを取得していること。
- （３）国税及び枚方市における地方税に未納がないこと。
- （４）枚方市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 45 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する暴力団、第 2 号に規定する暴力団員、第 3 号に規定する暴力団密接関係者と認められる者でないこと。
- （５）契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- （６）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項に定めるいずれかに該当する者でないこと。
- （７）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者については、その旨を証する書類を提出した場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- （８）平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

- (9) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者で、同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定がされた者については、その旨を証する書類を提出した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

8. 申込み方法等

(1) 申込書等受付期間

令和 8 年（2026 年）1 月 23 日（金）から令和 8 年（2026 年）1 月 30 日（金）までの
平日午前 9 時 00 分から午後 5 時 30 分まで

(2) 申込み受付場所

枚方市役所 総務部 総務管理課

枚方市大垣内町 2 丁目 1 番 20 号 枚方市役所 別館 6 階

(3) 申込みに必要な書類

① 応募申込書（様式 1）

② 誓約書（様式 2）

③ 履歴事項証明書又は商業・法人登記簿謄本（写し可）…個人企業の場合は不要、発行後 3 ヶ月以内のもの

④ 代表者身分証明書（写し可）・・・**個人企業のみ提出**、発行後 3 ヶ月以内のもの

本籍所在地の市町村長発行の証明書及び東京法務局民事行政部後見登録課発行の成年後見登記されていないことの証明書の両方が必要

⑤ 印鑑証明書（発行後 3 ヶ月以内のもの 原本）

⑥ 税証明書（発行後 3 ヶ月以内のもの 原本）

〔国税〕…「申告所得税」又は「法人税」及び「消費税」について未納税額がないことを証明する「納税証明書（個人事業者は税務署様式その 3-2、法人事業者は税務署様式その 3-3）」を提出すること。

〔地方税〕…枚方市における滞納無証明書を提出すること。

（他の市町村の場合は提出不要。）

⑦ 事業概要

(ア) 会社概要

(イ) 決算報告書…直近の貸借対照表、損益計算書

(ウ) 設置予定の自販機及び販売品の説明書、パンフレット等

(エ) ユニバーサルデザイン・災害時無償提供機能について確認できる資料等

⑧ 許認可等の免許証の写し

※申込みに必要な様式等は本市ホームページからダウンロードし、必要書類を添えて申し込むこと。

枚方市ホームページ <http://www.city.hirakata.osaka.jp>

※応募申込書等ダウンロード場所（枚方市ホームページ内）

枚方市ホームページ → 組織一覧 → 総務部へ → 総務管理課

→ 「枚方市役所分館・第 2 分館の飲料水等自動販売機設置事業者を募集します」

(4) 申込みの手続

受付期間内に申込みに必要な書類を受付場所へ直接持参すること。

郵送、電話、FAX 及びEメールによる申込みは不可とする。

なお、一度提出された申請書等は一切返却しない。

(5) 応募資格の確認について

提出した書類を受理した後、内容を審査し、参加要件を満たさないと判断した場合は受付を取り消し、その旨について申込者へ後日連絡する。

(6) 申込みに当たっての留意事項

行政財産使用許可は、原則として応募申込書に記載された名義以外では行えない。

9. 現地見学

- (1) 設置場所の見学を希望する者は令和8年(2026年)1月13日(火)午後3時00分までに電話で申し込むこと。

申込み先：枚方市役所 総務部 総務管理課

電話番号：072-841-1323(直通)

(2) 現地見学日

令和8年(2026年)1月15日(木)午前10時00分から午後5時00分までの間

10. 質疑・回答

- (1) 募集要項等の内容に関し、質問しようとする者は、質疑書(様式3)を利用して下記締切日までにEメールにより提出すること。

質疑締切：令和8年(2026年)1月19日(月)午後3時00分まで

質疑送信先：枚方市役所 総務部 総務管理課

Eメール:ssoumu@city.hirakata.osaka.jp

(2) 質問に対する回答

令和8年(2026年)1月22日(木)午後1時00分から本市ホームページで公表

11. 設置事業者の決定及び公表

- (1) 応募申込書(様式1)に記入された行政財産使用料が最も高い価格で申込みを行った事業者を設置事業者に決定する。また、最高価格の申込みが2人以上ある場合は、本市において、くじにより選定する。なお、申込者はそのくじ引きに立ち会うことができる。
- (2) 設置事業者の選定結果については、令和8年(2026年)2月6日(金)に本市ホームページで公表するとともに、すべての申込者へ文書で通知する。

枚方市ホームページ <http://www.city.hirakata.osaka.jp>

枚方市ホームページ → 組織一覧 → 総務部へ → 総務管理課

→「枚方市役所分館・第2分館の飲料水等自動販売機設置事業者を決定しました」

12. 設置予定事業者の決定の取消し

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消す。
- ① 正当な理由なく、指定する期日までに行政財産使用許可申請を行わなかった場合。
 - ② 設置予定事業者が応募者の資格を失った場合。
 - ③ 設置予定事業者が本募集要項の内容を履行できない、若しくは履行しないおそれがある場合。
 - ④ その他設置予定事業者が本件使用許可の相手方として不適当と認められる場合。
- (2) 前項の規定により、設置予定事業者としての決定が取り消された場合において、次順位の者に設置予定事業者としての決定を行う場合がある。

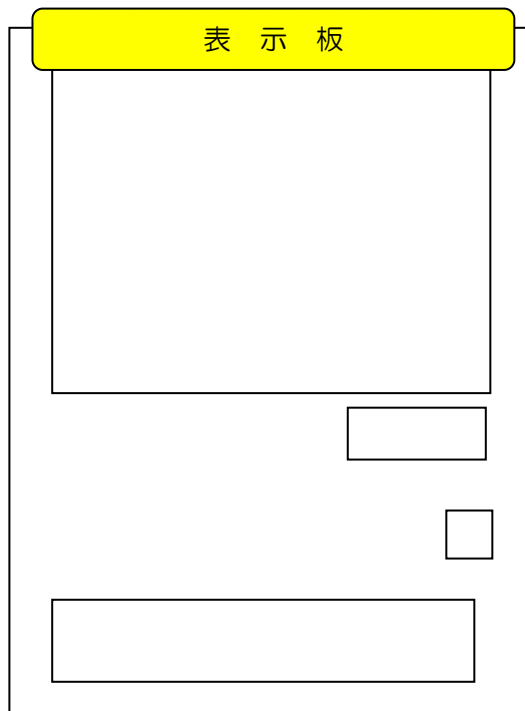
13. その他

- (1) 応募及び使用許可の手続に関する一切の費用については、設置事業者の負担とする。
- (2) 申込みをした事業者に対しては、別途ヒアリングをする場合がある。
- (3) 設置条件等は施設の物理的条件やその他やむをえない事由によっては、設置事業者と協議の上、変更する場合がある。
- (4) 設置施設については、ごみの減量を目的とした給水スポットを設置する場合がある。
- (5) 令和7年（2025年）12月23日時点で、設置施設内に公募対象外の自販機はない。
- (6) その他、この募集要項に記載のない事由が発生した場合は、本市及び設置事業者の双方で協議を行い決定する。

1 4. 自販機本体への装飾イメージ

(1) P R イメージ

【正面】



※上図の大きさは目安であり、自販機の形状にあったサイズとすること。

(2) 表示板の作製例

この自動販売機を利用していただくことにより、商品代金の一部（3%分）が、
「枚方市施設保全整備基金」 に寄附されることになります。
同基金は、学校園や道路等の公共施設の保全・整備に要する財源を積み立てるもの
であり、みなさま方のご協力をお願いいたします。

枚方市
協力 ○○（法人名）

約 20cm

自販機の横幅に合わせて

※その他、寄附についての表示を求めることがあります。

(3) 設置時の注意

表示板等については、耐水・耐光仕様の素材を活用し、又は加工を施すこと。また、地震等によって滑落・破損等がないようしっかりと固定すること。

【 公募の流れ 】

募集要項の公表

令和7年（2025年）12月24日（水）



現地見学会申込み締切り

令和8年（2026年）1月13日（火）午後3時まで



現地見学日

令和8年（2026年）1月15日（木）午前10時～午後5時まで



質疑締切り日

令和8年（2026年）1月19日（月）午後3時まで



質疑回答日

令和8年（2026年）1月22日（木）午後1時～ ※HPで公表



応募申込書の受付期間

令和8年（2026年）1月23日（金）～30日（金）までの平日午前9時～午後5時30分まで



決定事業者の公表・事業者決定通知の送付

令和8年（2026年）2月6日（金） ※HPで公表